Team Happiness メディカルケア Kids Lab. こまつ支援室

非常災害対策マニュアル

1. 目的と基本方針

1-1. 目的

非常災害発生時において、人命の安全確保を最優先とし、迅速かつ適切な行動により被害を最小限に抑え、利用者に対する支援の継続または再開を図ることを目的とします。

1-2. 基本方針(三つの最優先事項)

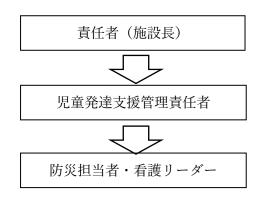
人命の安全確保: 利用者、職員の命と安全を最優先し、初期消火、避難誘導を迅速に行う。

職員の連携: 責任者の指示のもと、全職員が協力し、役割を遂行する。

二次災害の防止: 危険箇所への立ち入りや、無秩序な行動を避け、冷静に行動する。

2. 非常時対策の体制と役割

1-1. 体制(指揮命令系統)



2-2.役割

責任者

①被災状況の情報収集 ②避難決定、指示、命令 ③関係施設との情報交換、支援要請

防災担当者 · 児童発達支援管理責任者

①避難経路の確認、避難誘導 ②保護者への連絡

看護リーダー

①利用児童の安否確認 ②職員の安否確認 ③応急手当

3. 緊急連絡網

利用児童の保護者の連絡先、職員の連絡先をファイルし、避難の際すぐに持ち出せるよう準備しておく。

4. 情報収集

情報収集の項目	情報収集の方法・担当者
利用児童・職員の安否確認	緊急連絡網により電話確認
被害状況の把握と記録 (建物・設備・物品 他)	事業所職員が収集被害調査を業者に依頼
ライフラインの被害状況 (水道・電気・ガス・電話 他)	事業所職員が収集被害調査を業者に依頼
各関係者先への連絡	下記 関係防災情報一覧表参考

関係防災情報一覧表

MANANCIETA SEX				
情報機関名		電話番号		
	消防局	小松市消防本部中消防署	0761-20-2712	
行政	警察署	小松警察署	0761-22-0110	
県 石川県		石川県危機管理監室危機対策課	076-225-1487	
	市	小松市危機管理課	0761-22-4111	
電気 北陸電力送配電		北陸電力送配電	0120-837-119	
水道		小松市水道局	0761-24-8111	
電話 NTT 西日本(電話)		NTT 西日本(電話の故障)	113	

5. 応急救護・初期消火・避難など

1. 利用児の保護

職員はまず自分の身の安全を確認し直ちに利用児の頭部を保護する。 大声で「地震(または火事)だ!落ち着いて!」と指示し、混乱を防ぐ。

2. 状況把握と体制発動

揺れや危険が収まったら責任者に状況を報告し、指示に基づき各自の役割を開始する。

3. 火の元・危険物の確認

初期消火班が火の元を確認し、延焼の危険がある場合は直ちに初期消火を行う。同時に、ガス、電気の元栓を遮断する。

初期活動一覧表

応急	職員による応急措 置	看護師による応急手当を実施する。
急救護	医療機関への搬	119番通報により、救急車を要請する。
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	送	同時多発災害の場合は、施設車で最寄りの病院へ搬送する。
	火の始末	地震の揺れが止まってから、火気使用場所を点検す
		る。
		《点検場所》ヒーター 電子レンジ等
	初期消火 火災を発見した場合は、大声で周囲の人に知らせ	
		119 番通報を行う。
初		火災が大きくならないうちに初期消火に努める。
期消		消火器・水バケツ等使用。
火	非常用備品	あらかじめ防災バックを準備し、必要なものを収納して
		おく。
		※防災バック内容確認表
	※避難場所	日ごろから施設建物も使用できなくなるような壊滅的な
		大被害の大震災時に備え、避難場所を指定しておく。
		小松市民病院

※避難場所

指定緊急避難場所:小松市民病院

所在地: 〒923-8560 石川県小松市向本折町ホ 60 番地

TEL:0761-22-7111

※防災バック内容確認表

	物品	日付	/	/	/	/
	水2l×10					
	水500ml×2×10)				
	給水タンク 200×2	2				
	ウエストポーチ(ボ	ールペン)				
	おんぶ紐					
赤い	寝袋小×2					
赤い大きいバック	ティッシュ×2					
さい	おしりふき×2					
バッ	タオル					
ク	毛布×2					
	ポリ袋					
	ゴミ袋×2					
	新聞紙					
	オムツシート					
	救急バック					
	ポンチョ					
	毛布×2					
	個別オムツ×2					
	個別医療的ケア物	<u></u>				
	子ども用ヘルメット	•				

その他(個人の医療機器等)

・人工呼吸器・酸素ボンベ・事業所用吸痰器・紙コップ・非常用発電機・ヘルメット・利用児童名簿・職員名簿

防災担当者が3カ月に1回内容物の保存状態を確認します。

6. 消火設備

消火器·誘導灯

7. 消防訓練と防災訓練

(1)消防訓練

・通報訓練と、初期消火訓練、避難訓練をまとめて実施する総合訓練を年1回行います。

(2)防災訓練

・地震、火災、台風、洪水等の避難訓練、もしくは応急救護、不審者対応等の防災訓練を年に1回以上行います。

訓練には次の事項を盛り込みます。

- ①地震発生時の初期対応に関すること
- ②情報の収集、伝達に関すること
- ③火災発生時の対応に関すること
- 4 救出救護に関すること
- ⑤通報・初期消火・避難に関すること
- ⑥水害時の災害に関すること

(3)その他

- ・当施設の防災マニュアルの見直し
- ・各職員の任務と行動基準についての確認
- ・災害の一般知識について学ぶ
- ・応急処置について

消防機関などが行う事業所の応急手当普及員講習会への参加や県・市町村が行う 防災講演会、講習会などに積極的に参加し、防災意識の向上を図ります。

職員参集基準

配備体制	配備基準	出勤区分
警戒配備体制	①地域に大雨、暴風、暴風雪、台風、洪水警報が1以上発	・施設長及び児童発達
	表されたとき	支援管理責任者は連
	②県下に震度4又は震度5弱の地震が発生したとき	絡可能な状態にしてお
	③県下に津波警報が発表されたとき	<
災害対策本部体制	①地域に相当規模の災害の発生が予測され、その対策を	・職員と子どもの安否
	要するとき	確認
	②地域に災害が発生し、その規模及び範囲等から早急な	・施設長及び児童発達
	対策を要するとき	支援管理責任者は施
	③県下に震度5強以上の地震が発生したとき	設へ出勤
	④県下に津波災害が発生し、又は津波災害の発生するお	・その他の職員は、家
	それがあるとき	族等の安全が確保され
	⑤その他、責任者が必要と認めるとき	次第出勤

役割分担

火災の場合消火

責任者(施設長)		・防災業務の適切な実施を図るため、災害応急対策を遂行	
		・災害応急対策の実施について指揮	
	<u>.</u>	・市町、消防署、警察署等と連絡をとり、情報を入手、報告	
		・施設設備の損壊状況の調査・報告	
		・家族等が迎えに来た際、利用児童の引き渡し	
児童発達支援管理		・責任者の指示で利用児童を避難	
責任者		・家族等へ状況を連絡	
保育リーダー		・家族等が迎えに来た際、利用児童の引き渡し	
看護リーダー		・利用児童等の安全確認	
		・負傷者の救出、応急手当及び病院等への移送	
		・家族等が迎えに来た際、利用児童の引き渡し	
非常持ち出し		・玄関の一番近くにいた職員が、玄関のカギを開け、ヘルメット・防災	
		バックを外へ持ち出す	
	-		
安全確認		・台所の一番近くにいた職員が火元の点検、ガス漏れ有無の確認	

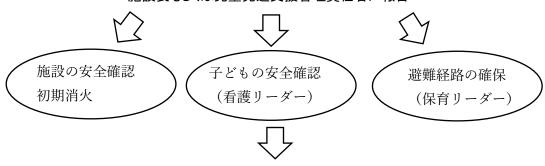
・発火の防止と、発火の際の消火

ブレーカーを落とす

災害発生時



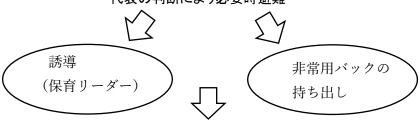
発見者が現場に声掛け 施設長もしくは児童発達支援管理責任者に報告



代表の判断により消防・救急に連絡



代表の判断により必要時避難



代表 ・・・避難場所の安全確保

児童発達支援管理責任者 ・・・全員の避難を確認(人数確認)

保護者に連絡

看護リーダー・・・全員の体調確認

必要に応じて応急処置もしくは医療機関に搬送



保護者に子どもを受け渡す(職員2名) 子どもに付き添っていた職員と代表もしくは児童発達管理責任者

人工呼吸器を使用している場合正常に作動しているかを確認(アラームが鳴っていなくても必ず 確認)

- ・人工呼吸器本体に破損がなく、作動しているか。
- ・異常な音や臭いは出ていないか(内部で破損していないことの確認のため)
- ・呼吸回路の各接続部にゆるみはないか
- ・呼吸回路に破損はないか
- ・設定値と変わっていないか

8. 災害の種類別対応手順

8-1. 火災が発生した場合

発見・通報

火災を発見した職員は、大声で周囲に知らせ、火災報知器を押す。通報・連絡班は 119 番通報を 行う。

初期消火

天井に火が燃え移る前であれば、消火器や消火栓で初期消火を試みる。

避難誘導

責任者は、「火事だ!避難してください!」と指示し、濡れタオルなどで口を覆わせ、姿勢を低くして非常口から屋外の避難場所へ誘導する。

エレベーター・エスカレーターは絶対に使用しない。

全員避難後の点呼

避難場所で直ちに点呼を行い、負傷者、逃げ遅れがいないか確認し、責任者に報告する。

8-2. 地震が発生した場合

揺れへの対応

揺れを感じたら、すぐに頭を守り、危険なものから離れる。

避難経路の確認

揺れが収まったら扉や窓を開けて避難経路を確保し、ガラス片などの危険がないか確認する。

安全確認

利用児全員の安否を確認する。

避難

施設の安全が確認できなければ、責任者の指示に基づき、屋外の避難場所へ避難する。

津波警報発令時

警報が解除されるまで、速やかに指定された高台(または垂直避難場所)に避難する。

8-3. 風水害(台風・大雨)が発生した場合

情報収集: ニュース、防災無線、自治体からの情報に基づき、警戒レベルを把握する。

事前対策(警戒レベル3以上)

窓や扉を施錠し、雨戸があれば閉める。

利用時間中に警報が発令された場合は、支援を中断し、保護者に連絡し、早急な引き取りを依頼する。

避難指示発令時(警戒レベル4以上)

責任者の指示に従い、速やかに指定の避難所へ避難を開始する。

浸水の危険がある場合は、垂直避難(建物の2階以上)も検討する。

9. 避難計画と留意点

9-1. 避難場所

場所	所在地/連絡先	目的
一次避難場所 (緊急時)	事業所前の駐車場	施設から一時的に退避し、安全確認と点呼を行う。
広域避難場所 (本避難)	小松市民病院 0761-22-7111	長期的な滞在が必要な場合の避難場所。

9-2. 避難時の留意点(障がい特性への配慮)

医療的ケア児

救護班の看護師と避難誘導班が連携し、医療機器(吸引器、酸素ボンベ等)と緊急時の薬剤を必ず携行する。搬送時は担架やバギーを優先的に使用する。

パニック・興奮しやすい利用者

避難時の大声や混乱がパニックを誘発する可能性があるため、担当職員が落ち着いた声で誘導し、可能な限り感覚情報(光、音)を遮断できる手段を用いる。

視覚・聴覚障がい児

声かけと同時に、触覚による合図や筆談・ジェスチャーを併用して、避難方向を明確に伝える。

10. 情報伝達と安否確認

保護者への連絡

災害発生後、安全が確認され次第、電話、メール、緊急連絡網など複数の手段を用いて、保護者に状況とお迎えの時間・場所を伝える。

安否確認

事業所での最終的な安否確認は、保護者への利用者引き渡しが完了した時点とする。職員は、自身の安否情報を、事業所が指定する方法で速やかに報告する。

引き渡し原則

災害時は道路渋滞や通信障害が想定されるため、原則として事業所での引き渡しとし、職員が引率して自宅に帰宅させることは原則として行わない。

<変更・廃止手続き>

本方針の変更および廃止は、理事会の決議により行う。

<附則>

本方針は、2025年6月1日から適用する。

以上